SEINENHORITSUKA

青年法律家

発行　青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

No533
2015・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
☎ 03（5366）1131㈹　FAX 03（5366）1141
青法協H.P http://www.seihokyo.jp

戦争法と憲法をめぐる情勢について …… **永山茂樹**
原発事故・避難指示の「一括解除」と賠償打ち切り …… **米倉　勉**
—避難者に帰還を強要する政策を許してはならない—
保育の実施の解除と在園児の権利 —所沢市保育園の退園処分をめぐって— …… **磯部たな**
在特会・徳島県教組業務妨害事件 —ヘイト・クライム抑止における重要な局面— …… **冨増四季**
ホタルの里を押し潰すダムは要らない！ —長崎県石木ダム対策弁護団報告— …… **鍋島典子**

ロースクールの実情と法曹養成

経済的な視点から見たロースクール・司法修習生活の問題 …… **舟橋和宏**

法曹養成問題の新局面⑪

「司法修習生の給費制廃止問題」無給制・貸与制の弊害 …… **長谷川知正**
—今が給費制復活の正念場—

検証：「新時代の刑事司法」の背景と実像（第11回）

証拠開示の現状はとても文明国とは言えません …… **坂井興一**
—「司法殺人」はもう止めさせよう—

シャルジャの子ども

E-mail　bengaku@seihokyo.jp

戦争法と憲法をめぐる情勢について

東京　永山　茂樹（東海大学大学院）

もし戦争法案が成立したら、という、ぞっとするようなことを想像してみよう。

自衛隊の活動において、平常と有事の区別、活動できる場所とできない場所の境界、活動の目的と態様の制限、これらを判断するための法的基準はほとんど失われる。自衛隊は、政府がのぞめば、いつでも、どこでも、どのようなことでも「切れ目なく」できる世界屈指の軍隊に変貌する。「積極的平和主義」にもとづいた国家づくりは、実質的には、ほぼ完成するだろう。そして『帰還自衛隊員はなぜ自殺するのか』という題名の本が書店にならぶ日がおとずれる。

日本の軍事化にたいして、いくつかの歯止めがかかっていた。なかでもとくに①「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」を「国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄」し「陸海空軍その他の戦力は、これを保持」せず「国の交戦権は、これを認めない」ことを定めた平和憲法、②「恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚」する国民の意思、それに③「平和を愛」し「平和のうちに生存する権利を有する」諸国民の声という三つの力は、小さくない役割をはたしてきたといえる。

したがって戦争法をつくろうとすれば、平和憲法、国民、国際社会の平和勢力と対立することになる。だから戦争法に反対する側は、この三つの次元で抵抗する。

敷衍すればこうなる。まず第一の平和憲法との関係であるが、戦争法は憲法を二重の意味で蹂躙する。第一に、国家非武装を遵守しない点において。第二に、自衛隊は自衛のための必要最小限の範囲にあり、海外で武力行使をしないという、歴代政府がとってきた九条解釈を全否定する点において。

青法協会員には、戦争法のなかみに即して、「二重の意味の憲法蹂躙」を正確につかむこと、そして戦争法がもたらす「戦争の惨禍」の具体的な姿を、多くの国民にさらにわかりやすいかたちでつたえる工夫が求められる。青法協は「ちょっと待って、安倍さん！」のパンフレットをつくり、あすわかの諸氏も全国で奮闘されているときくが、さらに宣伝広報を拡大していきたい。

第二の次元は、国民の平和意識である。直近の世論調査の結果が示すところ、九条改憲の支持は全体の二〇％台にとどまり、圧倒的多数は憲法九条を支持している。これに対照して、戦争法に反対する割合が低いことが、これまでの問題だった。

しかしここにきて「潮目は変わった」。五月以降

の調査では、戦争法に反対する人々は、今国会で成立させるべきではないという回答とあわせて六〇％をこえる。戦争法の危険性があばかれるにつれて、自・公の強引で非民主的な国会運営や、独善的な発言が頻発している（そうならざるをえない、というべきか）ことの影響だろう。つまり第一の次元の抵抗が第二の次元の抵抗を刺激し、一定の成果があらわれてきた段階にある。わたしたちも国会周辺、渋谷、御堂筋、そして全国で、国民の具体的行動をひきつづき積極的に支援していきたい。困難な状況下で奮闘するメディア労働者と連帯することの重要性もたかまっている。

第三の次元について。第三次ガイドラインと戦争法によって日米軍事同盟は強化され、自衛隊の海外展開は常態化していく。だがそれは「全世界の国民」との間のあたらしい衝突をうみだすだろう。

たとえば自衛隊の海外基地がつくられ、そこでは地位協定が締結されるだろう。ジブチとの間ですでに結ばれているが、将来はフィリピンとも締結が検討されているようである。日米間の不平等な関係を、そのままアジア・アフリカに輸出しようとしている（日本が優位にある点で、日米地位協定と逆転しているが）。

また敗戦記念日に予定される首相の「七〇周年談話」の発表がポツダム宣言を否認し、日本の侵略戦争を美化し、戦争犯罪を認めない内容であれば、第三の次元の衝突と抵抗はさらに強まるだろう。

以上のような三つの次元の衝突と抵抗は、戦争法成立にむけたスケジュールをくるわせはじめた。その結果、戦争法案を今国会で廃案に追い込み、永久に葬る展望がひらかれてきた。安倍内閣は、会期を大幅に延長しながら、戦争法成立にこだわってあがいている。しかしこれは主権者と国会を軽視したもので、「法律を通すためであればなんでもする」安倍内閣の危険性を象徴する。平和主義者のみならず、立憲主義者からの批判をあびつづけることは避けられないだろう。

おわりに改憲動向についてふれておきたい。

自民党は緊急事態条項（「緊急事態の宣言が発せられたときは、法律の定めるところにより、内閣は法律と同一の効力を有する政令を制定することができる……。」自民党改憲草案九九条一項）を、改憲の主要課題にすえたようだ。自民党パンフレット「ほのぼの一家の憲法改正ってなあに？」も、緊急事態条項に多くの頁数をさいている。

戦争法をつくろうとする側が、同時に、緊急事態条項を追求している。このことは戦争法と緊急事態条項の密接な相互依存の関係を浮き彫りにする。わたしたちは、いま改憲を見据えながら戦争法に抗う。それをとおして、戦争法を実行化する緊急事態条項と先行的に抗っているのだ。

パンフレット「ちょっと待って、安倍さん！集団的自衛権を考えよう Q&A」（改訂版）をご活用下さい

憲法委員会では、標記パンフレットにある「今後の立法措置」の部分を、情勢に合わせて大幅に改定いたしました。会員のみなさまが講演する際の資料として活用していただけると幸いです。ぜひ憲法破壊の流れを断ち切る大きな運動を作り上げていきましょう。

申込用紙は弁学合同部会のホームページにもアップされておりますので、お手数ですが、プリントアウトして必要事項を記載のうえ、ファクスあるいはメール添付でお申し込みください。

体裁　B５変形16頁
頒価　1部100円

原発事故・避難指示の「一括解除」と賠償打ち切り

―避難者に帰還を強要する政策を許してはならない―

東京　米倉　勉

■復興指針の改訂
―避難指示の一括解除と賠償打ち切り―

福島第一原発事故による被害に関し、原子力災害対策特別措置法に基づく政府の原子力災害対策本部は、本年六月一二日に「福島復興指針」を改訂し、閣議決定された。

その内容は驚くべきことに、二〇一七年三月をもって居住制限区域と避難指示解除準備区域についての避難指示を一括して解除し、二〇一八年三月をもって、現在東京電力が支払っている月額一〇万円の賠償を打ち切るというものである。

■一括解除
―放射線防護の基本原則の無視―

しかし、このような避難指示の「一括解除」は合理的なものとはいえない。そもそも放射線被ばくを避けるための避難指示は、年間の推定積算放射線量の程度に応じて段階的に設定した区域割りであって、帰還困難区域は年間積算線量が五〇ミリシーベルト超とされる区域、居住制限区域は年間積算線量が二〇～五〇ミリシーベルトとされる区域、避難指示解除準備区域は二〇ミリシーベルト以下の区域とされている。

こうした放射線量に応じた避難指示は、放射線防護の基本的な原則に基づくものである。ＩＣＲＰの「二〇〇七年勧告」（日本アイソトープ協会刊行）によれば、放射線の「有害な影響」（確率的影響＝がん又は遺伝的影響）は、「放射線量の増加に比例する」のであり、このＬＮＴモデルが「正当化の原則」、「防護の最適化の原則」等の放射線防護の基本原則に繋がっている（以上、同勧告九頁・五〇～七六頁）。

放射線防護のため、住民に避難行動を強いることは、基本的人権の制約であるから、当然その実施（避難指示区域の設定）は、合理的かつ必要最小限の範囲内であることが求められる。しかし同時にそれは、住民の身体・生命の保護のために必要な措置なのであるから、その解除もまた合理的な根拠に基づくものでなければならない。上記の二〇ミリシーベルトないし五〇ミリシーベルトという年間積算放射線量による区域割りは、（二〇ミリシーベルトという「緊急時被曝状況」における防護規準が適切であるかという論点をおくとしても）、そのような合理的かつ必要最低限の行動制限を実現するための基準となる数値に依拠したもののはずである。

ところが、そうした各地域の放射線量や年間積算線量の予測という地域的個別性を無視して、広範な二つの避難区域を一括し、しかも僅か二年で解除することは、その性質上あり得ない措置であ

る。この二つの避難区域は、いずれも原発から二〇km、ないし一部は四〇km圏までを含む広範な面積に及ぶ。この広い地域においては、場所ごとに放射線量の水準に大きな差があり、一律の取り扱いなど出来るはずがない。加えて、山林の除染は実施しないという政府の方針の下で、対象区域全体の放射線量が二年後に十分低減していることなど、到底ありえない。

避難指示の解除は、各地域の線量などの具体的な状況を正確に把握した上で、客観的・科学的な根拠に基づいて、地域ごとに、避難指示を解除できる実情にあるのかどうかが判断されなければならない。その上で、避難中の生活を維持するためには、解除後における地域のインフラや社会的機能が十分に回復するまでは、賠償の継続が確保される必要がある。

このように、放射線量が十分に安全な水準に低減され、かつ地域の社会的環境が回復していなければ、住民は帰還出来ないのであって、これは生物的生存と社会的生存に関わる必要条件であるとともに、帰還するか否かの判断は個人の自己決定権に属する重要な問題である。

■帰還の強要と賠償打ち切り政策

そうすると、この改訂は、帰還が合理的に可能となったからではなく、「復興政策」を実現するために、「担い手」となるべき住民の帰還を強制し、さらには賠償を打ち切るための手段に過ぎないことになる。まさに被害者の自己決定権、幸福追求権、生存権を侵害するものであり、もはや不合理を通り越して、不見識・不道徳な「棄民」政策である。この人間の尊厳を無視した恐るべき棄民政策は、厳しく批判され、撤回されなければならない。

■放射能公害における被害の本質とあるべき救済

二〇一一年三月一一日の福島第一原発事故から、既に四年以上が経過した。一一市町村に及ぶ広範な地域が避難指示の対象とされ、今も十数万人の住民が、突然、長期に及ぶ避難行動を強いられている。これによって被害者らは、当該地域における家庭生活、職業生活、地域生活など、社会生活の全般が包括的に破壊され、貴重な人生が奪われ、有形無形の被害を受けている。また故郷を失ったことによる深刻な喪失感を被っている。

このような避難生活を強いられている被害者は、誰もが、故郷を取り戻したい、我が家に帰りたいという希望を抱いている。しかし上記のとおり広範かつ深刻な放射能汚染の現実が、「帰りたいけど帰れない」という辛い状況を強いているのである。

帰りたいという避難者の願望に応える努力はもとより重要である。しかし、そのような願望を悪用して不合理な避難指示解除を強行することは誤りであるし、まして被ばくによる影響への危惧感から帰還を望まない避難者を、賠償の打ち切りによって強制的に帰還させることは、許されない暴挙である。地域の「復興」と賠償の上限を画するための打ち切りを目的として、一律の避難指示解除を打ち出すという政策は、多くの避難者を二重に打ちのめすものである。

むしろ、帰還の実現か新たな地での生活再建かという避難者の自己決定が尊重され、それぞれに応じた適切な政策の実現こそが、国に求められる責務である。

帰還したいという要求に応え、その実現のために、除染事業の推進や地域社会の復旧に努めることは当然である。他方で、上記のとおり低線量被ばくの影響への懸念から、まだ戻りたくないという考えを持つ住民は多く、その自己決定は尊重されなければならない。また、帰還出来ない現実が既に四年に及ぶ今、新たな場所での生活再建を選ぶことも、やむを得ない判断である。多くの人間にとって、社会生活・社会活動の断絶・中断は、それが五年もの長きに及べば、既に取り返しの付かない空白になり、元の地域における社会活動の再開を期待することは困難になる。よって、現時点において、帰還は事実上不可能なものと諦め

て、新たな生活を構築しようと考える被害者の選択が現れることにも不思議はない。

これらの被害住民に対しては、故郷を喪失したことによる損害を十分に賠償して、生活の再建を実現させるように配慮されなければならない。

（福島原発被害弁護団・幹事長）

保育の実施の解除と在園児の権利

―所沢市保育園の退園処分をめぐって―

東京　磯部　たな

1　所沢市保育園の退園処分の問題状況

三月上旬、保育園に子どもたちを迎えにいった保護者は、一通の通知を受けとり、大きな衝撃を受けた。通知には、「平成二七年四月一日以降の出産により育児休業を取得する場合、当該在園児が〇～二歳児であるときは、例外的な場合を除いて、当該保護者の出産日の属する月の翌々月末日をもって、当該在園児の保育の実施を解除し、退園となる」と書いてあった。

それを見た、出産を控えた保護者たちは、登園を喜びとするわが子に、保育園に行けなくなるということを伝えなければならないという事実に直面し、ショックのあまり、出血をみた人、眠れなくなった人、あげくには三月中に下の子を出産してしまおうと誘発剤使用を求める人まで出てくる事態を招いた。

所沢市は、待機児童の対策のために、育児休業を取得した親をもつ在園児の保育の実施の契約の解除をするとしているが、その運用は、誰にとっても何らの利益をもたらさないものである。

以下にこの問題の経緯と要望を記す。

2　所沢市の保育の実施に関する運用

(1)　所沢市の旧条例

児童福祉法（平成二四年八月二二日法律第六七号による改正前のもの）二四条一項及び同法施行令二七条（平成二六年九月三日政令第三〇〇号による改正前のもの）を受け、「所沢市保育所における保育及び保育料に関する条例」第二条一号は、「昼間に居宅外で労働することを常態としていること」を「当該児童を保育することができないと認められる場合であって、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められる場合」として、保育しなければならないと規定していた。

(2)　平成一二年八月以前までの運用

平成一二年八月末までは、所沢市では、在園児の保護者が育児休業を取得した場合、家庭での保育が可能であるとの判断のもと、当該在園児は、

「保護に欠ける」とは言えないとして、一律に保育の実施を解除していた。

(3) 平成二二年九月以降の運用

この解釈及び運用に対して、保護者からの批判等が強かったところ、所沢市は、各私立・公立保育園長に宛てた通知の中で、所沢市の保育園においては、〇～二歳児の保育園在園児の保護者が育児休業を取得した場合、「育児休業中における保育実施の継続申立書」の提出により、当該在園児の保育を継続することとし、この運用は、平成一二年九月一日から開始した。

(4) 児童福祉法の改正と子ども子育て支援法の制定

その後、児童福祉法の改正及び子ども・子育て支援法の制定が行われ、子ども・子育て支援法施行規則第一条九号及び新条例第三条第一二号において、在園児の保護者が育児休業を取得する場合であっても、当該在園児について、保育の必要性が認められることが明記された。

(5) 所沢市による運用の改悪

ところが、所沢市は、平成二七年三月五日、突如保護者に対し手紙を出し、次のような運用変更を行った。

すなわち、保育園在園児の保護者が、平成二七年四月一日以降の出産により育児休業を取得する場合、当該在園児が〇～二歳児であるときは、例外的な場合を除いて、当該保護者の出産日の属する月の翌々月末日をもって、当該在園児の保育の実施を解除し、退園させることとした。

そして、在園児について、保育の実施が継続されるのは、①出生児の疾病（厚生労働省の小児慢性特定疾病の対象疾患）、②出産した母親の疾病、傷害、③多児出産（双子以上）、④混合保育により入園し、継続保育が必要な場合、という極めて限られた事由に該当する場合にのみ限定されてしまった。

(6)

これに対して、弊所の弁護士は、従前からの運用へ戻してもらうべく、所沢市に協議を申し入れたところ、所沢市は、例外的に在園児が保育の実施を継続できる事由として、⑤在園児の家庭における保育環境等の状況から、引き続き保育所等を利用することが必要な場合、という項目を付加し、①から⑤の事由があれば、「育児休業中における在園児の保育の利用継続申請書」が提出できることをホームページに掲載した。

しかし、それと同時に、所沢市は、自主的に退園したことを承諾する場合には、「育児休業終了時に再入園を希望する場合、一度退園した児童に対して利用調整指数に一〇〇点を加え、出来る限り元の保育園に戻れるよう配慮するとともに、同時期に下のお子様の保育園の入園を希望する場合は、下のお子様にも一〇〇点を加点」すると公表した。が、一方で、所沢市が個別にヒアリングを行うとして、利用継続申請書を提出済みの保護者に電話連絡をした際に、「利用継続申請書を既に提出した結果、所沢市によって、継続利用が不可とされた場合には、退園となる在園児にも、育児休業取得の対象となる児童にも、上記のような加点をすることはない」旨を通告した。

3　問題点の所在とその解決策

所沢市は、⑤は、当事務所との交渉により、⑤の利用継続事由を付加した。これにより、在園児に対する保育の実施の継続を希望する保護者は、一応利用継続申請書を提出できるようになった。しかし、実際のところは、在園児について、「自主的」に退園に応じれば、上の子にも下の子にも利用調整指数に一〇〇点を加えるという極端な利益誘導を取り入れながら、実際に利用継続申請書を提出しても、継続不可となった場合には、在園児が強制的に退園させられるにも関わらず、上の子にも下の子にも加点を一切しないという、利用継続書の提出を控えさせざるを得ない状況を生み出している。

その中で、在園児の保育の実施の継続を第一に考える保護者には、育児休業の取得をあきらめるという人も出ており、問題状況は深刻だ。

今回の退園処分は、退園処分の対象となる在園児及びその保護者の保育園において保育を受ける権利に何ら配慮を払わず、突然退園処分となると知らせ、退園処分となる在園児及びその保護者を混乱させたものである。このような、見かけだけの待機児童の減少（退園に追いやられる児童は、育休中は、退園児童には計上されず、他の児童が入園することになる）のために、突如として在園児の園生活を奪いさり、他方で、保育園の増設は一切しない方針を固めたことは、在園児の人格的発達権や保育を受ける権利に対する配慮を欠くのみならず、国を挙げての少子化対策、将来を担う市民の育成を放棄するに等しい運用を始めたものといえる。

また、保護者に育休の取得を萎縮させることがないように、育休は単なる休暇ではなく復帰の準備期間であり、就労の一形態という考えのもと、育児休業の権利を十分に保障しなければならず、そのためにも在園児の退園処分は不当である。

もちろん、二〇人から三〇人の待機児童の数を見かけだけ減らすために、在園児を退園処分にするのではなく、望む保育園に子どもたち全員が入れるような、融通の利く行政の保育制度、国を挙げての経済支援が喫緊の最重要課題であることは言を俟たない。

八世帯の保護者らは、六月二五日、さいたま地方裁判所に保育実施解除の差止め、仮差止めの提訴を行い、翌週には更に六世帯が提訴を行った（代理人一六八名）。七月末にも、仮の差止めの決定が下される。全国の保育政策に影響を与える訴訟として、注目、支援をしていただきたい。

二〇一五年度第二回拡大常任委員会（いわき）のご案内

青法協弁学合同部会は、下記の要領で第二回拡大常任委員会を行います。

三・一一から四年経ち、各地で行われている原発訴訟も佳境に入る一方で、避難指示の一括解除や賠償の打切等の事故の「終結」を狙った動きも出てきています。

今回の常任委員会は、「原発被害の完全救済を求める拡大常任委員会」と位置付けて、除染の現状や被害者の置かれた現状、原発差止め・損害賠償請求等の各訴訟の現状等について、横断的に学び討議する機会としたいと思います。

また、危機的状況にある憲法をはじめ、司法、若手支援、労働等の問題について、全国の運動を持ち寄り、さらに発展させるための契機の場としましょう。

常任委員以外の会員もぜひご参加ください。

記

□**日　時　九月四日（金）一三時半～五日（土）正午**

＊地元オプション企画　五日一二時半～五時　いわき駅解散（予定）

□**場　所　福島県いわき市内**

詳細は別途送付の常任委員会の案内をご参照いただくか、弁学合同部会本部事務局までお問い合わせください。

在特会・徳島県教組業務妨害事件

―ヘイト・クライム抑止における重要な局面―

京都　冨増　四季

1　はじめに

控訴審・高松高裁での第一回口頭弁論期日が、二〇一五年八月三一日に指定された。

在特会によるヘイト「クライム」を断罪すべく、被害者の徳島県教職員組合及び同組合書記長（当時。以下「前書記長」という）が提起した民事訴訟が、高裁に舞台を移す。人種差別撤廃に向けた日本社会の姿勢を方向付ける重要な審理が再開する。

2　事案の概要

本件は、二〇一〇年四月一四日、徳島県教組事務所に突如、乱入した在特会のメンバーら十数人が、前書記長を取り囲み、「朝鮮の犬」「腹切れ」「売国奴」などと怒号し、その動画をネット上で公開したという威力業務妨害、名誉毀損、暴行等の事案である。在特会が徳島県教組をヘイト攻撃の標的とする口実としたのが、連合が同教組を通じて四国朝鮮初中級学校に寄せたカンパであった。カンパに至る前書記長の思い、ヘイト被害の深刻さ等、事件の全容については、中村一成氏のルポ記事（「週刊金曜日」二〇一五年三月一五日号・三〇頁）に詳しいが、前年一二月から三回行われた京都朝鮮第一初級学校襲撃に続く、朝鮮学校に対する差別扇動を企図したヘイト「クライム」すなわち現行法違反の犯罪行為である（スピーチとクライムの概念整理として右図参照）。被告らは刑事裁判にて有罪判決（徳島地判平二二・一二・一、京都地判平二三・四・二二、徳島地判平二五・一二月二五日）を受けている。

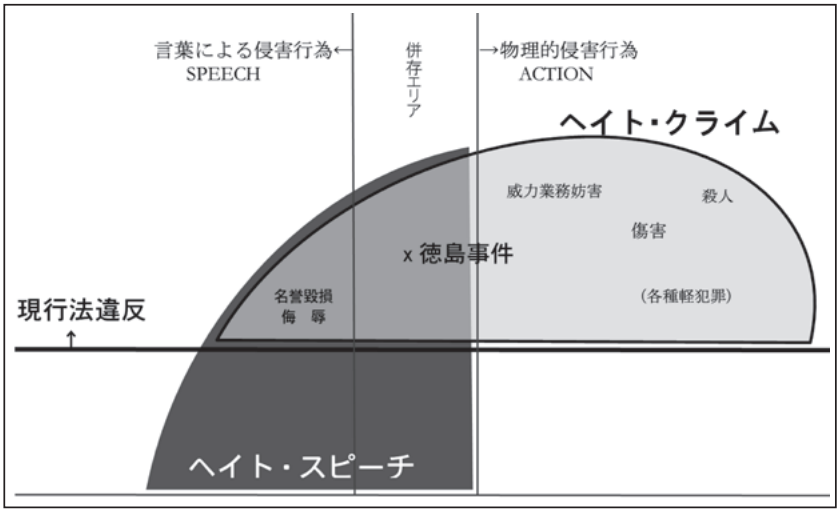

刑事裁判で有罪とされた結論は当然であるにせよ、その判決理由や量刑評価における差別扇動の

悪質性の検討は全くもって不十分なものであった。教員生活の大半を校区内に被差別部落を有する学校で過ごし、生徒に「差別から逃げたらアカン、目を逸らしたアカン」と言い続けた前書記長。民事訴訟提起は自らへの「筋目」「『民主主義の抹殺』に抗う私自身の闘い」であったという。

こうして提起された民事訴訟であったにも関わらず、本件の一審・徳島地判平二七・三・二七は、差別扇動事案としての本質を理解しない不当な判決となった。結論において損害賠償を認めたものの、その判決理由において、この街宣活動が「朝鮮人に対する差別を直接的に煽動・助長する内容まで伴っているとは言い難い」などとしたのである。

3　徳島地裁判決の不当性

この間、ヘイトスピーチに関する裁判として、私も弁護団として関与した京都朝鮮第一初級学校威力業務妨害事件（以下「京都事件」という）において二二六万円の損害賠償を命じた判決（京都地判平二五・一一・七・判時二二〇八―七四。控訴、上告を経て最高裁平二六・一二・九却下決定により確定）が社会的な注目と支持を集めてきた。このため、後続の同種事案となる本件においても、裁判所が、人種差別撤廃条約違反の悪質性を認定し、これを高額の賠償額として反映させる枠組みが踏襲されるものと予想されていた。

この当時の在特会の「活動の目的」について、京都事件判決は、当事者双方から提出された膨大な書証類を吟味し、複数の在特会幹部らの証人尋問を実施するなど、長期に及ぶ慎重な審理の結果、以下のように認定した。「かねてから、……在日朝鮮人を嫌悪し、在日朝鮮人を日本人より劣位に置くべきである（との考え）、……つまり、在日朝鮮人に対する差別意識」があり、「（隣接する京都市公園の利用を）口実にして本件学校に攻撃的言動を加え、その刺激的な映像を公開すれば、自分たちの活動が広く世に知れ渡ることになり、多くの人々の共感を得られる」「『朝鮮人を糾弾する格好のネタを見つけた』と考え」、「在日朝鮮人に対する差別意識を世間に訴える目的」で行われたものであって、各街宣において在特会が喧伝してきた「違法な占用状態を……解消する意図」などについては、単なる「表面的な装いにすぎない」としたのである。

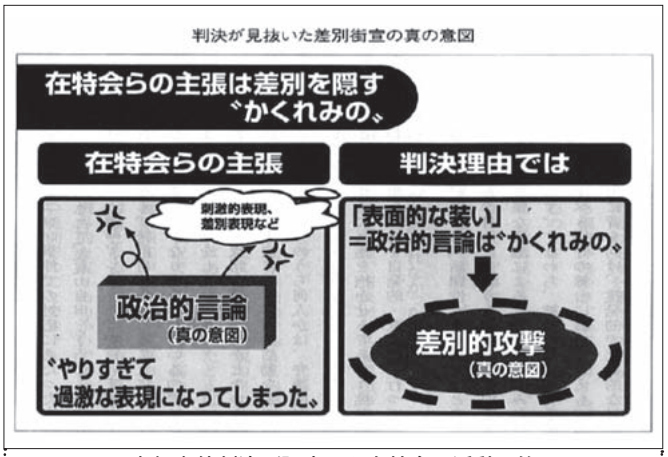

京都事件判決が認定した在特会の活動目的
（雑誌「部落解放」2014：687号94頁より転載）

また、警視庁発行の二〇一四年版「治安の回顧と展望」も、最高裁決定を受け、在特会を「極端な民族主義・排外主義的主張に基づき活動する右派系市民グループ」として危険視しており、こうした京都地裁判決の評価は、社会にも定着しつつある。

そして、徳島事件は、京都事件に①近接する時期（京都朝鮮学校に対する三回目の街宣からわずか二週間後）において、②同一人物（中心的役割を果たした人物が共通）による、③同一の犯行態様（業務妨害を伴う大音量街宣と動画配信）であったことに加え、④同種の差別扇動表現の連呼まで伴うものであった。

にも関わらず、これをあくまで徳島県教組の支援活動に対する批判などと位置づけ、「朝鮮人に対する差別を直接的に扇動・助長する」内容ではなく「人種差別的思想が発現したとはいえない」などとする徳島地裁の評価には、首を傾げざるを得ない。徳島地裁の上記評価は、京都事件を通して示された日本社会の良識に逆行する特異な判断

であって、控訴審において是正されねばならない。

4　将来の市民活動に与える「萎縮効果」

原告の前書記長は、自らはPTSD被害に苦しみながらも、京都事件の期日の際には、毎回、はるばる徳島から傍聴支援に駆けつけ、ヘイト街宣や差別を許さない日本の市民社会の姿勢を、言葉だけでない行動として示し続けた。ヘイト被害からの回復にあたって、単にヘイト行為を断罪する司法判断が得られるだけでは、その効果には限界があり、日本の地域社会への信頼をいかに回復するかが重要である（法学セミナー二〇一五年七月号・特集「ヘイトスピーチ／ヘイトクライム～民族差別被害の防止と救済」をぜひご参照いただきたい）。京都事件で、前書記長の応援のメッセージが、この信頼回復に果たした役割には計り知れないものがある。

週刊金曜日 3/13
差別を許さず生きて
在特会らの襲撃を受けた徳島県教組・前書記長の闘い
中村 一成

雑誌「週刊金曜日」2015年3月13日号の中村氏記事

しかし、この行動力と勇気あふれる前書記長をもってしても、在特会のヘイト街宣の被害を受けた後は「ひたすら自分を責めた。（朝鮮学校に）『カンパ』なんかせんかったら、こんなことにならんかったのに……って」（上記「週刊金曜日」中村氏記事三一頁）と悔やみ続けた時期があったという。インターネット動画公開があることも知り、いつあるかわからない不審者の攻撃に怯える、といったような日々の生活のなか、PTSDを発症した。

徳島県教組と前書記長は、「在日朝鮮人、朝鮮学校に関われば『こんな目に遭う』とのメッセージ」（同三二頁）をネットで不特定に発信される見せしめの標的とされてきた。ネット上で扇動される差別意識と、差別意識によって増幅される誤解、偏見、誹謗中傷は、マイノリティはもちろんのこと、マイノリティの支援活動をしようとする市民に対する人権侵害をもが黙認され、身の危険を感じさせるような社会的効果をもたらしている。この間、ヘイトスピーチ規制の議論で表現する側に対する「萎縮効果」が懸念として指摘される。しかし、ヘイト被害の標的にされうるという心配から、市民の善意に基づく公益活動や、支援のメッセージの表明が躊躇されてしまう方向での「萎縮効果」が、現に生じていることは看過してはならない。仲間内から聞こえる「教組があんな余計なことをせんかったら」の声など、被害者に落ち度があったかのような非難を前に（同記事三一頁）、原告らは孤立を深め、他の支援活動は萎縮するばかりである。

5　おわりに～応援の声が果たす役割

本件の支援は、個別当事者のヘイト被害救済を超える重要な意味を持っている。

徳島県教組や前書記長など、勇気ある市民がいわれのないヘイト攻撃に晒され傷つき、さらには他の市民団体から分断され孤立させられる姿は、次世代の市民活動や差別防止の担い手となるべき人々をも萎縮させてしまうであろう。今こそ、日本の市民社会を挙げて徳島県教組と前書記長への支援の声を上げ、連帯の回復に向けて取り組まなければならない。地裁判決を破棄させて毅然とした司法の判断を導き、勇気ある原告らの尊厳と名誉を回復する、それによって、差別を許さない日本社会の姿勢を、次世代の市民活動の担い手たちに明快な形で示さなければならない。

私は、八月三一日の第二回期日に向けて、このような思いで弁護活動に取り組んでいる。本誌読者のみなさんにも、代理人就任や法廷傍聴への呼びかけなど、ぜひとも支援・ご協力をお願いしたい。

ホタルの里を押し潰すダムは要らない！

長崎県石木ダム対策弁護団報告

福岡　鍋島　典子

1　はじめに

現在、長崎県の中央部にある、とある地域とそこに現住する一三世帯の人々の生活をダム底に沈める計画が、長崎県と佐世保市によって進められています。

六月二二日、長崎県収用委員会は、石木ダム建設予定地の内、明渡裁決申請をされていた、ダム建設のための付け替え道路用の一部の土地について、収用裁決を行いました。これにより、裁決された土地について、八月および一〇月までに県に明渡すことが義務付けられました。

2　石木ダムとは

石木ダムは、長崎県の中央部を流れる川棚川に流れ込む支流の石木川中流域に建設が予定されているダムであり、長崎県と佐世保市が共同で起業者となって事業を進めています。

石木ダムは特定多目的ダムであり、起業者は、川棚川の氾濫を防止しようとする治水目的と、佐世保市の水道用水確保および渇水時の流水維持という利水目的を主張しています。

ですが、石木ダムは治水面でも利水面でも不要なダムです。

すなわち、県は、これまで川棚川流域で過去に発生した洪水被害と同様の被害を防ぐために石木ダムを造るかのように説明していましたが、川棚川は河川改修がすすんでおり、過去の水害時程度の降雨ではもはや同じような水害は発生しないと、県自身が認めています。

また、利水についても、佐世保市は、給水人口の減少実態も水道使用量の推移も完全に無視した、明らかに過大な水需要予測を行って、ダム建設の必要性をでっちあげています。

その他にも、県はさまざまに石木ダムの必要性を述べますが、そのどれもが、根拠のない主張であることが明らかになりました。

このように必要性が甚だ疑問である石木ダムの建設によって、川棚町川原地区の一三世帯と残存地区の一部の人々が、住み慣れたふるさとを追い出されそうになっているのです。

3　これまでの地権者らの闘い

石木ダム建設計画は今から五〇年以上前である一九六二年に持ち上がり、長崎県は地元に無断で湛水線の測量調査を始めました。この時は、地元の抗議により調査は中止になりましたが、ここから地元の人々の半世紀にもなる長い闘いが始まりました。

一九七二年一二月、川棚町の川原地区と岩屋地区の人々は、「石木ダム建設絶対反対同盟」を作り、翌年木場地区の人々もこれに加わり、一部の

世帯を除いて三地区でダム建設に反対していくことになりました。その後、県や町の職員の戸別訪問による同盟切り崩し、同盟の解散と再編成などが行われ、その中でも、県が土地収用法二一条に基づく立ち入り調査を、機動隊を導入して強行しようとするのに対し地区住民と支援者が座り込んで抗議行動を行うという事態も生じました。結局、この立入調査は、機動隊が座り込む住民を蹂躙する場面を見せつけられた県民からの強い不評によって中止されました。抗議行動には、地区の小中学生も学校を休んで参加したそうです。

その後も、県からの切り崩しはじわじわと行われ、一九九八年からは、県は条件付き賛成者との間で「損失補償基準協定書」を締結して個別補償を開始し、二〇〇〇年からは移転が行われました。

現在では、川原地区の一三世帯と木場地区の住民が「石木ダム建設絶対反対同盟」として闘い続けており、全国でも珍しい、水没地地権者が複数残存するダム反対運動を展開しています。

4　弁護団の関わり

石木ダム対策弁護団は、二〇一一年一二月、福岡、熊本および長崎の一〇名の弁護士で結成しました。弁護団の方針は、石木ダム事業のあり方を決めるのは県民および市民である、そのために、石木ダム問題を広く県民に知ってもらい、県民の声で石木ダム事業廃止を勝ち取るというものです。これは、ダム事業による利益を享受するのも、建設費をはじめとした負担を背負うのも県民だからです。そのため、私たちは、地権者や支援者とともに、これまで数多くの公開説明会を県および佐世保市に求め、行ってきました。平成二七年一月には、佐世保で二千人規模の集会を行い、石木ダムが不必要であることを訴えました。

石木ダム問題への関心は確実に高まっています。また、石木川周辺の自然環境の保全に興味を持った企業との連携も実現し、全国規模でこの問題を発信する試みもはじまっています。

ですが、県は、説明要求行動をしていた地権者に対して妨害禁止仮処分申立を行い、収用委員会に対して一部土地について収用裁決申請・明渡裁決の申立を行うなど、あくまでも事業に固執し強硬に進めるという姿勢を崩していません。現在は、私たちおよび地権者・支援団体の説明要求も拒否し続けています。

地権者の方々は、柱にかじりついてでも生まれ育った家を出て行くつもりはありません。そうなれば、起業者がとりうる手段は一つです。私たち弁護団はそのようなことをさせないためにも、全国と協働して石木ダム反対の声を大きくしたいと考えています。そのため、私たち弁護団と地権者・支援者で、石木ダム問題をより広く知ってもらうため、そして、起業者の主張がいかに根拠のないものかを伝えるため、『ホタルの里を押し潰すダムは要らない！　ふるさとを守れ！　一三世帯、執念の戦い』というブックレットを作成しました。

5　さいごに
～ふるさとに住み続けたいという願いを現実に

地権者とその支援の方々は、現在、毎日、ダム建設のための付け替え道路工事現場の入り口で、石木ダム事業の必要性についての説明要求のために立ち続けています。こうして私が原稿を書いている、たった今でも、説明要求行動は続いています。

願いは、これまで営んできたふるさとでの生活を失いたくないということだけです。

その願いを実現するため、全国の皆様からもさまざまにご支援を頂きたいと思います。まずは、ブックレットに興味をお持ちの方はご一報ください。

花伝社刊
定価1000円＋税

経済的な視点から見たロースクール・司法修習生活の問題

東京　舟橋　和宏

一　はじめに

皆様はじめまして。本年から東京支部に加入した舟橋和宏と申します。私は、二〇一〇年に都内のロースクールに入学し、二〇一三年九月に司法試験に合格しました。修習期は六七期で、修習地は大阪でした。この度は、「ロースクールの実情と法曹養成」に寄稿する機会をいただきましたので、私のロースクール・修習生活、法曹養成制度（特に貸与制問題）について思うところを述べさせていただきます。

二　経済的不安感

(1)　ロースクール生活

私は、幸運なことに一回目の受験で司法試験に合格することができました。しかし、そうでなければ再度挑戦することをためらい、二回目以降は受験していなかったと思います。

といいますのは、私の実家は江東区で小さな飲食店を営んでおり、私が大学に行くにも日本学生支援機構の奨学金を四年間借りてなんとかやりくりしたという経済状態だったからです。それに加えて、私がロースクールに行きたいと言い出したことから、その学費分を追加で借りてもいました。そのような状態であったので、外食を控えるのはもちろんのこと、勉強に必要な書籍についても、なかなか買っておきたいと言い出せないことも度々ありました。一言で言えば、私のロースクール生活には、司法試験に合格するのかという不安だけでなく、数百万円の借金をどうしようかという経済的な不安が重くのしかかっていたのです。このような不安は、私だけに限らないことでした。例えば、私が通っていたロースクールでも元社会人で、家族からの支援も見込めず奨学金という多額の借金を抱えて勉強していた人がいましたが、「これ以上借金を増やすことはできない」と途中で受験を断念しロースクールをやめていくという人が何人もいました。それだけ経済状態の悪い学生が周りには多かったというのが率直な感想です。

このように、金銭的な不安感は多分にあったのですが、結果的に司法試験に合格できたことも影響したのか、日本学生支援機構からの奨学金は返済を免除してもらうことができました。そのため、まだなんとかなっている状態ではありますが、振り返って考えるとロースクールでは金銭的に綱渡りの生活をしていたのだと改めて思います。

(2)　修習生活

司法試験に合格した後、私は実家のある東京を離れて大阪で修習を送ることになりました。前述した経済状態でしたので、修習は東京でと考えて修習地を選んでいました。しかし、それはかないませんでした。仕方無く知り合いの不動産業者を頼って慌てて物件を探し、わずかばかり支給された十万円ほどの移転費

用を利用して引越しを済ませました。当然、貸与金を借りなくては修習生活をやってはいけず、借金による生活をせざるを得ませんでした。また、貸与金が借金であるという感覚は当初から持っていましたので、可能ならば使いたくないという気持ちが強くありました。そのため、修習中から持っておいても損はないという実務でよく用いられている本を買うのをためらったことは数え切れません。

お恥ずかしい話ですが、修習が終わり、弁護士バッジを得た今でもこの本を買ってもいいだろうかと迷ってしまうこともあるのです。

三　法曹養成の矛盾
―貸与制問題―

ロースクールの実情と法曹養成

法曹養成制度改革の肝である「多様な法曹を社会に送り出す」ためには当然ながら経済的支援は欠かせないはずです。

しかし、司法分野に割かれる予算は制度改革前からほとんど変わっておらず、新たな制度は貸与金という名の借金を半ば強制させるものであり、逆に経済的支援を排除するかのようにも見えます。乱暴にいえば、「法曹になりたいならば金がなくても文句を言うな」という自己責任論が振りかざされ、ただでさえ奨学金という借金にまみれたロースクール生に更なる借金を負わせ、経済的不安感をいつまでも持ちながら試験勉強や仕事に取り組むようにさせているのです。これでいい勉強や仕事ができるとは到底思えません。

また、修習のときは「地方に行ってよく勉強してみろ」とも言われますが、前述した金銭的な不安からも実家近辺を希望する修習生は少なくないのです。そのときに思い返すのは、ある年配の先生から聞いた「余裕がなければ公益的活動なんかできない」という言葉です。その先生のいうことはその通りであり、我々は霞を食べて生きていくわけでもなく、なぜこの時代に法曹になったものだけが貸与金という三百万円もの経済的負担を負わせられなければならないのでしょうか。このままでは公益的活動に取り組もうと考える人材はますます減っていくおそれがあります。合格者数が増えたから仕方ないということだけで済まされていい問題では決してないと私は思います。

四　さいごに

貸与制問題を指摘すると、「法曹になったらお金なんて稼げるからいいじゃないか」「自己責任だ」という意見を弁護士以外の職につく方々に限らず、弁護士の諸先輩方からも聞くこともあります。

しかし、貸与制が導入されるにあたって当事者が納得できるような議論がなされたのでしょうか。導入される前後の議論を見ていても、到底綿密な議論の結果として決定されたとは思えないのです。拙速な議論によって一部の人が虐げられる、これは貸与制問題だけでなく派遣法の改正などと共通する問題が含まれているのです。

先日、大規模な院内集会も行われ、法曹養成制度改革顧問会議において、法曹養成制度推進会議決定案が発表され、司法修習生への経済的支援が議論され始めました。この機運を逃さないためにも、ビギナーズ・ネットや給費制廃止違憲訴訟をはじめとしたありとあらゆる活動を更に行っていきたいと考えています。青法協の諸先輩方におかれましては、今後とも若手弁護士のためご協力いただきますようよろしくお願いします。

◇　◇

〈シリーズ「法曹養成問題の新局面」⑪〉

「司法修習生の給費制廃止問題」無給制・貸与制の弊害

―今が給費制復活の正念場―

愛知県弁護士会　長谷川知正

1　はじめに

我が国では、戦後、法曹になる者に対し司法試験合格後に司法修習を実施してきた。そして、司法修習生に修習専念義務を課し兼業等を原則禁止する反面、修習期間中、国家公務員に準じて給与その他諸手当を支給する給費制が実施されてきた。

しかし、二〇〇六年の裁判所改正で給費制廃止が決定され司法修習生への給与及び諸手当も含め無給とし（以下、本稿にて「無給制」という）、修習中約三〇〇万円を貸与する貸与制が導入された。二〇一〇年一一月に給費制廃止が一年延期されたが、二〇一一年一一月以降の新第六五期以降の司法修習生（新六五期と同時期の現行六五期は同年七月修習開始のため経過措置により修習修了まで給費制）は、無給制・貸与制下の司法修習を余儀なくされている。

本稿では、新六五期司法修習生であった筆者及び筆者の同期の知人の体験した無給制・貸与制の具体的弊害及び今が給費制復活の正念場であることを述べる。

2　無給制・貸与制の弊害について

(1)　司法修習生となること自体への弊害

司法修習生は、司法修習以前に平均三四〇万円の法科大学院等での奨学金債務を負っているが（日弁連調査）、無給制・貸与制下では、貸与申請しないと修習中無給となり、修習費用を賄うため事実上貸与申請を強制される状況となる（貸与申請割合は、新六五期は約八七・一％、六六期は八〇・八％、六七期は七三・六％である）。

他方、貸与申請には連帯保証人二名又は保証機関の保証（費用は自己負担）が必要である。このため、多額の奨学金債務を抱え経済的に困窮している者であればあるほど、連帯保証人を用意できず、機関保証の場合の返済遅滞時の求償請求による破産のリスク等から、修習辞退に追い込まれる。

このことは、司法修習実態アンケートにて（日弁連調査）、新六五期は二八・二％、六六期は一八・九％が修習辞退を考えたことがあり、無給制・貸与制移行による経済的な不安を最たる理由と回答していること、修習辞退者数（同年度の司法試験合格者数から修習生採用者数を差引いた数）は、新六三期は二二名であったが、直前まで無給制・貸与制とされていた新六四期は五二名、新六五期は六二名、六六期は六七名、六七期は八〇名に増加したことからも裏付けられる。

筆者の知人には、司法修習前の奨学金債務合計が約一〇〇〇万円もあり、奨学金返済を貸与金から行う「多重債務者」となっていた者もおり、無給制・貸与制は、司法修習生になること自体に支

障となっていることは明らかである。

(2) 修習に取り組むことへの弊害

無給制・貸与制下にて貸与申請をしなかった者は、修習中無給のため、経済的に裕福な者を除き必要な出費も含め切り詰めることを余儀なくされる。筆者自身、連帯保証人を立てられず、機関保証のリスク回避のため貸与申請を断念した。幸い実務修習地が希望通り実家から通勤可能であり、集合修習はいずみ寮に入寮出来たため居住生活費等の支出は最小限となった。しかし、修習中貯蓄を切り崩し、片道四〇分以上自転車通勤し、弁当を持参する等節約していたが、それでも書籍等の購入をためらうことが多かった。また、筆者の知人には、司法試験合格まで支えてくれた家族が貸与という借金に強く反対したため、貸与申請を断念したが、修習生になっても自立できず家族に申し訳ないという気持ちから、出費を抑えたりして精神的に追い詰められた者もいた。

また、貸与金支給を受けたとしても修習費用を十分賄えるとは限らない。筆者の知人には、実務修習が意に沿わない遠方となり、いずみ寮にも入寮できず、多大な居住生活費の負担により、貸与金に加え親から仕送りを受けていた者もいる。

このように、無給制・貸与制下では、経済的、生活的、精神的に不安なく十分に修習に取り組むことは困難であることは明らかである。

(3) 修習修了後の弊害

貸与金の返済は修習終了後五年経過後開始されるところ、弁護士の二〇一九年の所得は、中央値で五〇〇万円を下回ると予想されている（「青年法律家」二〇一五年二月二五日発行「検証：法曹養成問題の新局面⑦」〈鈴木秀幸〉）。このため、奨学金債務を含め平均六四〇万円の債務を抱える無給制・貸与制下の弁護士は、貸与金の返済自体に不安が生じ、経済的利益を優先せざるを得ず、手弁当での公的活動は敬遠しがちとなる。

筆者の知人には、冤罪事件の被害救済を志し弁護士になったが、収入状況や貸与金返済等の経済的不安から当該活動を一時断念した者もおり、無給制・貸与制は公的役割を担う弁護士の活動に対しても重大な支障を生じさせている。

3　給費制復活への動向
―今が正念場―

給費制廃止以降も、日弁連及び若手法曹や法曹志願者らで構成するビギナーズ・ネット（詳細はhttp://www.beginners-net.org/参照）による給費制復活に向け様々な活動が継続されてきた。また、新六五期、六六期の元司法修習生が提起した給費制廃止違憲訴訟にて、無給制・貸与制の弊害が訴えられてきた（詳細はhttp://kyuhi-sosyou.com/参照）。

そして、本年六月三日、衆議院第一議員会館で国会議員四九人、秘書代理出席八〇人、総出席約三九〇人の院内意見交換会が開催された。こうした動きを受け、これまで司法修習生への経済的支援に対し消極的であった法曹養成制度改革推進会議は、本年六月三〇日の会議で決定した「法曹養成制度改革の更なる推進について（案）」にて「また、法務省は、最高裁判所等との連携・協力の下、司法修習の実態、司法修習終了後相当期間を経た法曹の収入等の経済状況、司法制度全体に対する合理的な財政負担の在り方等を踏まえ、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討するものとする。」と示すに至った。

前述のとおり、無給制・貸与制の弊害は明らかであり、現在、これまでの多方面にわたる給費制復活への活動の成果が実を結びつつある。今が給費制復活の正念場であり、今後法曹を志す者のためにも速やかに給費制を復活すべきである。

■

検証「新時代の刑事司法」の背景と実像：第一一回

証拠開示の現状はとても文明国とは言えません

―「司法殺人」はもう止めさせよう

東京　坂井　興一

私は東弁の担当役員として当番弁制度発足・委員会派遣やオウム事件等に係わり、日民協執行部の一員として再審問題や今次特別部会の監視・批判活動に係わってきた。その中で、いつでも何処でも、バカの一つ覚えで言ってきたのが司法殺人のことであり、「よく言えたものだ。何が新時代の刑事司法か！」との突き放し言葉である。

見せ掛け程度の可視化獲得がやっとの話を、何故か天王山と錯覚した弁護士会主流派諸君が不熱心なので、荷担はもう止めようくらいの気分だったが、お叱りを受けそうなのでランクを落として言っていた。冤罪被害者が熱望していた開示が主要課題にされなかったせいで、周囲の反応は弱かった。私が、司法殺人と云ったおどろおどろしく推理小説もどきの、敢えて名誉毀損的な言い方をするのは何故か。例えば袴田事件、特別部会審議会中締め時の開始決定指摘のおかしな証拠隠しを検察側が知らなかったと言わせる訳には行かない。キッカケとなった村木事件はご本人の地位からは社会的に重罪人扱いであった。特捜部内で噂はあったろうが、若手女性検事の涙の内部告発的迷走がなければ、隠されたまま当然有罪となり、否認であるから刑も重く、当然の如く懲戒免職となり、家族ぐるみ救いのない日々が決定付けられていた。

しかし氏はアベコベに審議委員、そして晴れて次官となり、両陛下のパラオ・ペリリュー慰霊の旅に随行することとなった。

また年配の法律家なら皆知っているのが、戦後謀略の松川裁判・諏訪メモによる大逆転無罪である。裁判の終わりの頃、棚の奥から発見されたと弁解された共同謀議を否定する決定的アリバイ証拠は、検察故意の紛失物であろうが、そんなインチキがなければ勿論無罪とされ、出て来なければ死刑である。何かと騒然としていた狭山事件でも、やっと出てきた脅迫状の筆跡は、とても本人のものとは言えないと弁護団は語っている。人間行動学的にみれば**捜査は罪を作る**のが仕事であり、しかし、だからと云って性悪権力・デッチ上げと決め付けられる程、物事は単純でもない。手探り状態の初動では、幾つかの筋で捜査が必要な反面、地元の風評やスクープ合戦を煽った反動の尻叩きに追われてしまう。そこに待望の自白が有れば有ったで、それに惑わされ、強力証拠入手・保全の機会を自ら失うこともあろう。

私には無理心中巻き添え型と感じられる名張事件では、渦中にあって自ら責任を取るしかないと諦めた被疑者の投げ遣り自白に結果的に騙され、ひたすら間違った道を固める捜査になったように見える。虚心であるべき作業は訴追の道筋が見えたと思ったその時から、暴走車と化す危険地帯に入ってしまう。そのことを伺わせる様々な証拠が故意に除外されたり、何気に弾かれて提

出されなかったりするが、それを解明する手掛かりが、今般の法改定で検察が応じる気になったリストの類から可能と考える方がおかしい。多くは反故紙みたいなもので、或いは探索を弾き返す自信があっての開示リストであろう。

一方的に糾弾したくないから私はこの様に言うが、特別部会メンバーはもっと露骨に、開示義務を課したって、どうせ隠したいものは隠すし、そうされたら**手も足も出ない**空しい話だと、周防氏が『それでもボクは会議で闘う』で伝えている。可視化関連での、余計なものは作るな残すなの今年二月の依命通知は、そうした根性の表れでもある。

と云ってもぐるみで隠しに掛かるのは組織の本能であり、過般の「特定秘密保護法」のどうしようもない問題も、防衛・外交の秘密対象にではなく、実に、係わった高官・政治家らの非違隠しと、彼らの安泰が招く政治の劣化にあると言っていい。しかし、だから空しいから諦めようではなく、だから取り締れと言うのである。

組織防衛本能次元では難しくても、禁止に向けての条文や手続きは至って簡単だから、官側は出来ないことの説明が出来ない。可視化と違って予算・設備・訓練・作業が要らない。タダで即実行可能なのである。そして証拠の隠匿・捏造は実体法並かそれ以上の犯罪であり、バレたら大阪特捜のようになると言えばいいだけのこと。

末端の主任・課長クラスなら、やにわに呑み込んでしまうかも知れないが、幾らか儒教的でサラリーマン化した役所や大組織は、良くも悪しくも稟議上申で個人限定の行動習性を失っているから、とっさの焼却も出来ず、逆捜索対策未完未遂で纏めてご丁寧に残していてくれる。それに逆らっての廃棄は実に大変であり、何しろ部課ぐるみで知られ、いつ内部告発破綻があるか分からないからである。それ故、単なる義務付け・罰条を定めるだけでも充分実効性がある。

件の松川諏訪メモのことも、バツが悪いから偶然出てきたみたいに説明されたのではなく、刑の確定執行後、内部告発で破綻したら、殆どドンピシャ不作為の「司法殺人」と言われてしまうことで動揺したオウンゴールみたいなものであろう。それにである。どの途開示せぬ訳に行かないとなれば、準備と心構えに迷いが無くなり、リスクが消えた検察だって楽になれる。元々その使命は有罪判決ではなく、正しい判決を得ることに有るからである。

では**被告弁護側**はいいとこ取りかと言えばそうとも言えない。摘み食いは許さないとされ、不都合な真実や収穫がなくても報告義務が課されれば、所謂失敗した反対尋問同様、事実上のオウンゴール宣告のリスクを負わされそうではある。検察が出したいモノを出した後なので、凡ミスでもない限り逆ネタが出てくる可能性は低いのだが、アベコベに断定証拠が出て来たら、最早還らざる川で、今更当事者主義に態度を変えることも出来ない。真実義務を追求した結果の功罪は甘受するしかない。そこを超えて全く新たな証拠や新技術による顕出証拠の逆転評決も勿論起こりうるが、これは別次元のことである。

我らの覚悟が求められるのも、請求や行動には相応の責任が伴うのが通例且つ道理であり、追求が裏目と出かねない真摯な選択故、手続きの結果は尊重されるべきなのである。それ故に隠匿・捏造した捜査側の厳罰は当然であり、手続き整備での調整は必要であるが、何の負担もなしに裁判進行に抵抗した被告弁護側へのソラ見たことか！との冷ややかな視線も仕方がない。我らのその覚悟なしには、特別部会でまともに取り上げられもしなかった日本的組織ぐるみ隠しの悪弊の根絶は困難である。

これからのこととして、「司法殺人」疑惑の継続は人道に反し人命と文明国の資格に係わる重大問題である。それ故に日弁連執行部も二年目の会長を除いては既往の経過に不必要に拘束されるいわれはないし、検察手中の証拠は公益のものとの認識も浸透している。今の位置付けとして

は、可視化・盗聴・司法取引に後れるとは云っても、実現可能性と冤罪防止の争点突破力を考えれば、日弁連と特別部会が無視した開示手続きの明確な設定こそが、急を要する課題である。

だからこそ私は隠匿捏造を強いトーンで糾弾する反面、隠したがる官僚に揚げ足を取られないよう、全面、ではなく敢えて単純に証拠開示と言っている。隠しの罪が耐え難い程大きく、しかも切迫しているのが死刑再審の場合でありながら、理由さえ示されないまま検討対象から外されてしまった。

案の定、怪しげな一部可視化の過大な代償として、盗聴・取引と、焼け太りの公安的捜査権限の拡大が図られたのが今回の改悪案である。その企図を挫く効果的課題が、無辜の生還を実現し、権力犯罪を白日の下にさらけ出す捏造隠匿証拠の開示システム設定要求であると、私は確信している。

今後の日程

【常任委員会】

＊第2回 2015年 9月4日(金)～5日(土) 福　島（いわき）
＊第3回 2015年12月4日(金)～5日(土) 静　岡（浜松）
＊第4回 2016年 3月4日(金)～5日(土) 鹿児島

【第47回定時総会】

2016年6月25日（土）・26日（日）神奈川

各委員会の日程

スカイプでの参加を希望する方は、本部事務局までご連絡ください。

【司法問題対策委員会】

8月25日（火）

【修習生委員会】

8月28日（金）15時～17時
（全国スカイプ会議は15時～15時半）

【広報委員会】

8月22日（土）・23日（日）
広報委員会合宿

編集後記

▼戦後七〇年目の八月は、憲法の危機を迎えている。▼それでも、安保法案や刑訴法改正案という憲法違反の悪法を、いずれも国民的な反対運動で何とか押し返すことができるのではないか。私にはそう思える。それは、七〇年間維持された「戦争をしない国」という、日本国民の憲法感覚の証しであろう。刑訴法改悪も、警察権力の度過ぎた膨張に対して、国民の法感覚が危機感を示したのだと思う。▼国民の抵抗に手こずる政権側は、メディアへの圧力まで放言して焦りを示しているが、すぐに更迭・謝罪するなど、情勢を機敏に見ているのも確かだ。▼あと数一〇日、何とかしたいものだ。（米倉　勉）